

公立病院改革プランの概要

団 体 名		鬼北町					
プ ラ ン の 名 称		鬼北町病院改革プラン					
策 定 日		平成	21年	3月	31日		
対 象 期 間		平成	21年度	～	平成	27年度	
病院 の 現 状	病 院 名	鬼北町立北宇和病院					
	所 在 地	愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永455番地1					
	病 床 数	100床(一般病床55床、療養病床45床)					
	診 療 科 目	内科、整形外科、リハビリテーション科、小児科(休診中)、泌尿器科(休診中)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>当該地域は、県下でも少子高齢化(高齢化率36.4%：県内20市町中4番目)・過疎化が非常に進展しており、これまで当該地域の医療を中心的に担ってきた国及び県が病院運営から手を引き、替わって「国立南愛媛病院」は社会福祉法人が国から移譲を受け、「北宇和病院」は町が県から移譲を受けて運営している。</p> <p>南愛媛病院は重度心身障害者医療を中心に、北宇和病院は高齢化の進行に伴い増加傾向にある脳卒中、骨粗しょう症による骨折や慢性疾患等の患者に対応するため、長期療養環境の改善のための医療を中心に運営しており、地域住民が安心して生活ができるよう北宇和病院は公立病院として今後も運営していく必要がある。また、退院後の在宅医療を支えるために、訪問看護・訪問リハビリの指導等も必要であり、訪問看護ステーションについても今後充実させる必要がある。</p> <p>病院の現状としては、市立宇和島病院及び宇和島社会保険病院は急性期の病院として役割を担っていただいております。北宇和病院は亜急性期の病院であるため、入院患者のリハビリ等による改善を図り、退院後の在宅医療を支える病院として必要である。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>病院の建設改良費に要する経費(建設改良費及び企業債元利償還金の2分の1の繰出し)</p> <p>地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費(病院事業で、前々年度において経常収支の不足額を限度とする繰出し)</p> <p>地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費(児童手当法に規定する児童手当に要する経費で、0歳以上3歳未満の事業を対象とする給付に要する額の10分の3、3歳以上小学校第6学年までの児童を対象とする特別給付に要する額の繰出し)</p> <p>病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費</p> <p>病院担当事務職員1名についての人件費 (病院担当職員1人については、病院での勤務体制を取らないで、町病院係担当として行政一般の業務を兼務することから、当該職員の人件費のうち、及びを除く経費については、繰出基準を超えて政策的な繰出し)</p> <p>病床数に係る普通交付税算定額相当額</p>					
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	93.2	93.7	96.4	95.9	95.2	
	職員給与費比率	2.5	7.0	8.0	8.1	8.2	
	病床利用率(一般病床)	78.5	79.1	80.9	81.9	82.5	
	病床利用率(療養病床)	85.7	86.7	87.1	87.7	88.0	
	医業収支比率	92.3	87.2	89.1	88.4	87.9	
	職員給与費比率(法人含む)	62.0	66.3	65.2	65.7	66.2	
上記目標数値設定の考え方		<p>医師数が現在の4人体制を堅持できることを前提として、指定管理者と協議した病院収支計画に基づいた数値としている。なお、病床利用率(一般)は、看護師夜勤を3人体制で運営しているが、経費削減の観点から2人夜勤体制への変更することとしており、その場合は、病床利用率は低下することが予想される。今後の改革プラン実施の中で検討を加えていく。</p> <p>(経常黒字化の目標年度： 年度)</p>					

				団体名 (病院名)	鬼北町(鬼北町立北宇和病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
病床利用率(一般)		78.5	79.1	80.9	81.9	82.5	
病床利用率(療養)		85.7	86.7	87.1	87.7	88.0	
1日当たり外来患者数		192.8	171.4	187.6	186.5	186.1	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	平成18年4月1日から指定管理者制度を導入済み。					
	事業規模・形態の見直し	過疎化に伴った高齢者の慢性新患等の患者に対応するため、平成18年10月1日から、一般病床100床を、一般病床55床・療養病床45床に転換した。					
	経費削減・抑制対策	指定管理者導入によって、委託業務等の見直しが行われ、平成18年度以降は順次経費の削減が図れている。					
	収入増加・確保対策	医師確保が困難な状況であり、現在の医師数で経営努力はするが、今の状況では黒字化することはできない。					
その他							
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	%	18年度	72.60%	19年度	78.50%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	特になし。					

団体名 (病院名)	鬼北町(鬼北町立北宇和病院)
--------------	----------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	病院2箇所、国保診療所4箇所、一般診療所6箇所、歯科診療所4箇所		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	市町立病院は、地域の中核的な病院として、一般医療、救急医療等を行う。また、市町立病院が中心となって、医療機関相互の連携を推進するとともに、必要に応じて機能等の見直しを行う。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 毎年度の点検時に検証	<内容> 医師の意見が重要視されると思うが、1市町内では各病院が現在持つ医療機能に応じた検討しかできず、救急医療は、専門医療を担う医療機関をどう位置づけるのかなど、再編・ネットワーク化については、単独市町で議論できないのではないかと考える。 急性期病院である市立宇和島病院等との連携のもと、亜急性期医療や在宅医療の支援等を行う。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	鬼北町病院改革プラン策定検討委員会委員に同庁内検討委員会の各課等の長を加えた組織を鬼北町病院改革プラン評価委員会とする。(病院代表3人、指定管理者代表2人、医師会代表1人、国保診療所代表1人、副町長1人、関係各課等の長4人、合計12人)		
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	毎年7月頃		
その他特記事項				

(別紙)

団体名
(病院名)

鬼北町(北宇和病院)

1. 収支計画 (収益の収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	700	850	795	821	827	832
	(1) 料 金 収 入	673	826	771	794	800	805
	(2) そ の 他	27	24	24	27	27	27
	うち他会計負担金						
	2. 医 業 外 収 益	17	13	62	73	74	74
	(1) 他会計負担金・補助金	10	9	58	69	70	70
	(2) 国 (県) 補 助 金	4					
	(3) そ の 他	3	4	4	4	4	4
	経 常 収 益 (A)	717	863	857	894	901	906
	入	1. 医 業 費 用 b	885	921	912	921	935
(1) 職 員 給 与 費 c		10	21	56	66	67	68
(2) 材 料 費							
(3) 経 費		875	889	837	836	843	851
(4) 減 価 償 却 費			11	19	19	25	28
(5) そ の 他							
2. 医 業 外 費 用		9	5	3	6	5	5
(1) 支 払 利 息			2	3	6	5	5
(2) そ の 他		9	3				
経 常 費 用 (B)		894	926	915	927	940	952
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	-177	-63	-58	-33	-39	-46	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)			2			
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	0	0	2	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)	-177	-63	-56	-33	-39	-46	
累 積 欠 損 金 (G)	177	239	295	328	367	413	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	330	271	186	168	180	180
	流 動 負 債 (イ)	59	53	10	10	10	10
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)						
差引不良債務 (オ)	271	218	176	158	170	170	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		53	42	18	12	0	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	80.2	93.2	93.7	96.4	95.9	95.2	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	79.1	92.3	87.2	89.1	88.5	87.9	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	1.4	2.5	7.0	8.0	8.1	8.2	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	0	0	0	0	0	0	
病 床 利 用 率	71.3	81.8	82.5	83.7	84.5	85.0	

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) '22年度単年度資金不足額 30百万円) = ('22年度不良債務額 20百万円) - ('21年度不良債務額10百万円)

団体名 (病院名)	鬼北町(北宇和病院)
--------------	------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	120	39	19	20	20	20
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	40	13	7	7	7	15
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金	443					
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計(a)	603	52	26	27	27	35
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a)-(b)+(c)(A)	603	52	26	27	27	35	
支 出	1. 建設改良費	164	57	25	20	20	20
	2. 企業債償還金			1	15	15	30
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	442					
支出計(B)	606	57	26	35	35	50	
差引不足額(B)-(A)(C)	3	5	0	8	8	15	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金				7	8	15
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	3	5		1		
計(D)	3	5	0	8	8	15	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(10,140) 10,190	(8,290) 8,946	(56,832) 58,272	(67,918) 69,344	(68,004) 69,562	(68,092) 69,781
資本的収支	(0) 39,900	(0) 12,900	(0) 6,532	(0) 7,316	(0) 7,391	(0) 9,929
合計	(10,140) 50,090	(8,290) 21,846	(56,832) 64,804	(67,918) 76,660	(68,004) 76,953	(68,092) 79,710

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。